

健康管理のための補助金規程

施行日：2018年5月1日

最終改正日：2020年4月1日

(目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業の職場における健康の保持増進に資するため、人間ドック又は労働安全衛生規則に定める定期健康診断等（以下「検査」という。）の受診に要した費用の一部を補助する制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、この規程において具体的な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、加入者サービス規約に定める会員の加入者とする。

(補助対象検査)

第3条 この補助金は、加入者が加入日（「会員証兼保険証券」に記載の被保険者（加入者）の加入日の年月日）の翌日以後に、日本国内の病院（医療機関）において、別表1に定める検査を受診した場合を対象とする。

(補助金額)

第4条 この補助金の補助金額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金申請手続)

第5条 申請者は、受診者の属する当法人の会員とする。

- 2 補助金の申請にあたっては、当法人所定の申請書のほか、別表2に掲げる書類のうち当法人が求めるものを提出しなければならない。

(補助金の申請期限)

第6条 補助金の申請は、受診日の翌日から起算して180日以内に行わないときは、その権利を失うものとする。

(申請の限度)

第7条 この補助金の対象となる受診は、検査の内容を問わず、同一加入者に対し1年度間（4月1日

から翌年3月31日まで) 1回に限るものとする。ただし、前条に定める申請期限と本条に定める受診の条件が満たされている場合は異なる年度の受診について、同一年度内に申請することができる。

(補助金の審査決定及び支払)

第8条 当法人は、第5条第2項に定める申請手続書類に基づいて審査を行う。

- 2 審査の結果、補助金を支払う決定をした場合は、書面をもって申請者にその旨を通知する。
- 3 補助金の振込先は、申請者名義の当法人会費振替口座とする。ただし、会員である個人事業主が死亡したときは、保険契約における死亡保険金受取人の口座に振込むものとする。
- 4 補助金は、受診日に対応する当月会費の払込が確認された後に支払うものとする。
- 5 補助金を支払わない決定をした場合は、申請者に対しその旨を連絡する。ただし、申請者から書面を求められた場合には、書面にて通知する。
- 6 申請の際に、第5条第2項に定める申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者がその申請の当法人受付日の翌日から起算して180日以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、その申請の権利を失うものとする。

(補助金を支払わない場合)

第9条 当法人は、次のいずれかに該当する場合は、補助金を支払わない。

- (1) この規程に定める支払条件等を満たさないとき
- (2) 申請手続書類に不備・不明な点があり、当法人の対応要請に正当な理由なく協力しないとき
- (3) 当法人が、申請内容に疑義があり補助金の支払いが不適切と判断したとき
- (4) 会員資格喪失年月日の翌日以後の受診であるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」及び「補助金をお支払いできない主な場合」に該当するとき

(補助金の返還請求)

第10条 当法人は、すでに補助金を支払っていた場合において、次のいずれかに該当する事実が判明したときは、補助金の返還を請求できるものとする。

- (1) 補助金の申請に不正の事実が認められたとき
- (2) 会員資格喪失年月日の翌日以後の受診が判明したとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、加入者サービス規約に定める「ご利用資格の取り消し」に該当する行為により、利用資格が取り消されたとき

(その他の事項)

第11条 この補助金は、当法人がその年度において計上した予算額の範囲内で実施するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が決議する。ただし、別表の変更は、業務執行理事との協議を経て理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は 2018 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の実施に伴い、旧人間ドック補助金規程及び定期健康診断補助金規程は廃止する。
- 3 この規程の施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の改正（第 12 条の規定に基づく別表の変更）は、2019 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正（第 12 条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程の改正（第 12 条の規定に基づく別表の変更）は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正（第 12 条の規定に基づく別表の変更）施行日前に補助の事由に該当することとなったものについては、なお従前の例による。

0013-0001-Ⅲ-01

別表 1

[補助対象検査と補助金額] (第 3 条及び第 4 条)

1 人間ドック補助金

| 補助対象検査 | 補助金額 |
|--|------------------|
| (1) 人間ドック (2) 脳ドック (3) PET 検診 (4) 生活習慣病予防健診に加え付加健診を実施した検査 | 1 名につき 6,000 円まで |

備考 1 (1) から (4) 以外の他の循環器ドック、一般の健康診断、集団健診、地域健診、再検査等は人間ドック補助金の対象とならない。

2 受診者本人、又は会員の負担額が補助金額未満の場合は、その負担額を上限とする。

2 定期健康診断補助金

(表 1 : 補助対象検査と補助金額)

| 補助対象検査 | 補助金額 |
|--|---------------------|
| (1) 事業所が年 1 回医師により行う健康診断 (定期健康診断・事業所健診等) (2) 事業所が従業員の雇用時に医師により行う健康診断 (3) 全国健康保険協会 (協会けんぽ) 一般健診 (4) 生活習慣病健診 (5) 船員法第 83 条の健康証明書に基づく健康診断 | 1 名につき 2,000 円まで |

備考 1 (1) 及び (2) の健康診断は、労働安全衛生規則第 43 条及び第 44 条を基準とする表 2 に定める検査項目を受診した場合を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、受診した検査項目が表 2 に定める検査項目に満たない場合でも、合理的な理由があると当法人が判断した場合には補助の対象とすることができる。

3 受診者本人、又は会員の負担額が補助金額未満の場合は、その負担額を上限とする。

4 特定健康診査、市区町村などにおいて無料で行う健康診断 (再検査を含む。) は対象とならない。

(表 2 : 労働安全衛生規則第 44 条に定める定期健康診断検査項目)

| 検査項目 | | 受診年齢 (歳) | | | | | 備考 | |
|------|-----------|------------------|----------------|----------------------------------|-------|-----------------|----|---|
| | | ~19 | 20 25 30 | 21~24 26~29 31~34 36~39 | 41~44 | 35 40 45~ | | |
| (1) | 既往歴・業務歴 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (2) | 自覚症状・他覚症状 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (3) | 身長 | ○ | | | | | | |
| | 体重 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 腹囲 | | | | ○ | ○ | 1 | |
| | 視力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 聴力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2 | |
| (4) | 血圧の測定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (5) | 尿検査 | 糖 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 蛋白 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (6) | 胸部エックス線 | | | ○ | | ○ | ○ | 3 |
| | (喀痰検査) | | | | | | | 4 |
| (7) | 貧血検査 | 血色素量 (ヘモグロビン) | | | | ○ | ○ | |
| | | 赤血球数 | | | | ○ | ○ | |
| (8) | 肝機能検査 | G O T | | | | ○ | ○ | |
| | | G P T | | | | ○ | ○ | |
| | | γ-G T P | | | | ○ | ○ | |
| (9) | 血中脂質検査 | 中性脂肪 | | | | ○ | ○ | |
| | | HDL コレステロール | | | | ○ | ○ | |
| | | LDL コレステロール | | | | ○ | ○ | |
| (10) | 血糖検査 | 空腹時血糖 または随時血糖 | | | | ○ | ○ | 5 |
| (11) | 心電図検査 | | | | | ○ | ○ | |

(○は必須項目、空欄は厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認めるときは省略可)

(備考欄の注釈)

備考 1 腹囲の検査は、40 歳未満 (35 歳を除く) の者のほか、妊娠中の女性等で腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映しないと判断された者、BMI が 20 未満である者、BMI が 22 未満であって自ら腹囲を測定しその値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可。

備考 2 聴力検査は、1000 ヘルツ及び 4000 ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる検査を原則と

するが、35歳、40歳を除く45歳未満の者については医師が妥当と認める方法による。

備考3 胸部エックス線検査は、40歳未満（20歳、25歳、30歳及び35歳を除く）の者で、以下のいずれにも該当しないものについては医師の判断に基づき省略可。

(1) 感染症法で結核に係わる定期の健康診断の対象とされている施設等において業務に従事する者。

(2) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者。

備考4 喀痰検査は、前項に加えて、胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者は、医師の判断に基づき省略可。

備考5 血糖検査は、空腹時または随時血糖の検査を必須とする。

別表2

[補助金申請手続に必要な書類]（第5条第2項）

| 提出書類 | 内容 |
|--|---|
| (1) 補助金申請書 | 当法人所定のもの |
| (2) 受診者本人若しくは申請者宛の領収書の写し又は受診費用の支払いを証明できる書類 | 費用負担者名、受診者名、受診金額、受診日、受診内容（検査内容）、医療機関名がもれなく記載されたもの |
| (3) 補助対象検査の受診を明らかにする書類の写し | 個人結果票の表紙、請求書など （領収書で審査に必要な事項が記載されている場合には省略可） |

備考1 (2)の書類が提出できない場合には、別途当法人が求めるものを提出しなければならない。

2 上記の書類のほか、別途必要な書類がある場合には、提出を求めることがある。